



2022年3月17日

各 位

会 社 名 ミライアル株式会社
代 表 者 名 代表取締役社長 兵部 匡俊
(コード 4238 : 東証 第一部)
問 合 せ 先 企 画 部 長 板 羽 恒
電 話 番 号 0 3 (3 9 8 6) 3 7 8 2

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、定款一部変更の件を2022年4月26日開催予定の第54回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の目的

2019年の会社法改正により、株主総会参考書類等の電子提供制度が定められたことに伴い、所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 (予定)	2022年4月26日
定款変更の効力発生日 (予定)	2022年4月26日

以 上

【別紙】

変更内容は、次のとおりです。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行	変 更 案
<p>第1条～第14条 (条文省略)</p> <p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p> <p><新設></p> <p>第16条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第1条～第14条 (現行どおり)</p> <p><削除></p> <p><u>(株主総会参考書類等の電子提供措置)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>② 当社は、電子提供措置事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載することを要しないものとする。</u></p> <p>第16条～第41条 (現行どおり)</p>

現 行	変 更 案
<p>附則</p> <p>(条文省略)</p> <p style="text-align: center;"><新設></p>	<p>附則</p> <p><u>第1条 (現行どおり)</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 変更前定款第15条の規定の削除および変更後定款第15条の規定の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに定める施行日(以下、「施行日」という。)から効力を生ずるものとする。</u></p> <p>② <u>当社は、施行日から株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。なお、本定めは、施行日から6か月を経過した日、もしくは施行日から6か月以内に開催する最後の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日まで、効力を有するものとする。</u></p> <p>③ <u>本条は、前項で定めるいずれか遅い日をもってこれを削除する。</u></p>